



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 古 瀬 誠
コ ー ド 番 号 8381 東証第1部
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 青山 隆一
(TEL 0852-55-1000)

取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額の改定 および新株予約権の内容変更に関するお知らせ

当行は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月24日開催予定の第108期定時株主総会に「取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額の改定および新株予約権の内容変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション報酬額改定の理由

執行役員制度を導入することに伴い、取締役の員数を20名以内から10名以内に減員いたしますので、その取締役の員数を考慮し、取締役に対するストック・オプション報酬額を改定するものであります。

2. 取締役に対するストック・オプション報酬額改定の内容

現行の報酬額：年額1億5千万円以内（うち社外取締役分5百万円以内）

改定後の報酬額：年額7千5百万円以内（うち社外取締役分750万円以内）

なお、監査役に対するストック・オプション報酬額につきましては、平成20年6月26日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただいた金額（年額2千万円以内）のままいたします。

3. 新株予約権内容変更の理由

取締役に対するストック・オプション報酬額の改定および執行役員制度の導入に伴い、「新株予約権の個数および目的となる株式」「新株予約権の主な条件」を変更するものであります。

4. 新株予約権の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(ご参考)

1. 新株予約権の内容（変更後）

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 取締役は 1,240 個（うち社外取締役分は 120 個以内）、
監査役は 330 個を 1 年間の上限といたします。

目的となる株式 取締役は当行普通株式 124 千株（うち社外取締役分は
12 千株以内）、監査役は当行普通株式 33 千株を 1 年間の
上限といたします。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）
は 100 株といたします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式
分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要
な調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価
額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当
該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものといた
します。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使によ
り発行または移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式
数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 25 年以内といたします。

(5) 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも
喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使で
きるものといたします。

(6) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定
する取締役会において定めることといたします。

2. 執行役員制度の導入に併せて、当行の執行役員に対しても同様の株式報酬型スト
ック・オプション制度を導入する予定です。なお、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締
役会において、既に執行役員 10 名（取締役を兼務する者を除きます。）を選任して
おります（就任は平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当行第 108 期定時株主総会終結時
となります。）。

3. 既発行のストック・オプションについても、執行役員制度の導入に伴い、上記と
同様に、新株予約権の行使条件を変更しております。

注： 当行は、平成 23 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「経営に関する意思決定機能および業
務執行監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、コーポレートガバナンスの強化を図る
ことを目的として、執行役員制度を導入することを決議しております。なお、執行役員制度は、
平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当行第 108 期定時株主総会終結時をもって導入する予定です。

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行新株予約権の内容	変更案
<p>(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数 新株予約権の個数 取締役は <u>2,500</u> 個 (うち社外取締役分は <u>80</u> 個以内)、監査役は 330 個を 1 年間の上限といたします。</p> <p>目的となる株式 取締役は当行普通株式 <u>250</u> 千株 (うち社外取締役分は <u>8</u> 千株以内)、監査役は当行普通株式 33 千株を 1 年間の上限といたします。</p> <p>(5) 新株予約権の主な条件 新株予約権者は、当行の<u>取締役および監査役</u>のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。</p>	<p>(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数 新株予約権の個数 取締役は <u>1,240</u> 個 (うち社外取締役分は <u>120</u> 個以内)、監査役は 330 個を 1 年間の上限といたします。</p> <p>目的となる株式 取締役は当行普通株式 <u>124</u> 千株 (うち社外取締役分は <u>12</u> 千株以内)、監査役は当行普通株式 33 千株を 1 年間の上限といたします。</p> <p>(5) 新株予約権の主な条件 新株予約権者は、当行の<u>取締役、監査役および執行役員</u>のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。</p>